新潟県条例第43号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
知事　給料月額　1,256,000円	知事　給料月額　1,246,000円
副知事　〃　983,000円	副知事　〃　975,000円
教育長　〃　828,000円	教育長　〃　821,000円
地方公営企業管理者　〃　851,000円以内	地方公営企業管理者　〃　844,000円以内
知事の秘書　〃　567,000円以内	知事の秘書　〃　562,000円以内
県監査委員	県監査委員
識見を有する者のうちから選任された委員	識見を有する者のうちから選任された委員
常勤　〃　680,000円	常勤　〃　675,000円
非常勤　報酬月額　680,000円以内	非常勤　報酬月額　675,000円以内
議員のうちから選任された委員	議員のうちから選任された委員
〃　183,000円	〃　182,000円
県教育委員会	県教育委員会
委員　〃　205,000円	委員　〃　203,000円
県人事委員会	県人事委員会
委員長　〃　224,000円	委員長　〃　222,000円
委員　〃　205,000円	委員　〃　203,000円
（略）	（略）
県労働委員会	県労働委員会
会長　報酬月額　224,000円	会長　報酬月額　222,000円
公益委員　〃　205,000円	公益委員　〃　203,000円
労使委員　〃　175,000円	労使委員　〃　174,000円
（略）	（略）
特別調整委員のうち	特別調整委員のうち
公益を代表する者	公益を代表する者
報酬月額　205,000円	報酬月額　203,000円
労使を代表する者	労使を代表する者
〃　175,000円	〃　174,000円
県選挙管理委員会	県選挙管理委員会
委員長　〃　224,000円	委員長　〃　222,000円
委員　〃　205,000円	委員　〃　203,000円
（略）	（略）
県公安委員会	県公安委員会
委員長　報酬月額　224,000円	委員長　報酬月額　222,000円
委員　〃　205,000円	委員　〃　203,000円
（略）	（略）
非常勤の顧問、参与及び県専門委員	非常勤の顧問、参与及び県専門委員
（略）	（略）
報酬月額の場合　629,000円以内	報酬月額の場合　624,000円以内
報酬年額の場合　1,023,000円以内	報酬年額の場合　1,015,000円以内
（略）	（略）
母子・父子自立支援員　報酬月額　110,000円	母子・父子自立支援員　報酬月額　109,000円

婦人相談員　〃　110,000円 臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者 （略） 報酬月額の場合　506,000円以内 報酬年額の場合　506,000円以内	婦人相談員　〃　109,000円 臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者 （略） 報酬月額の場合　502,000円以内 報酬年額の場合　502,000円以内

（新潟県議会議員給与条例の一部改正）

第２条　新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
第２条　議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議　長　月額　97万3,000円 副議長　月額　85万1,000円 議　員　月額　78万円	**第２条**　議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議　長　月額　96万5,000円 副議長　月額　84万4,000円 議　員　月額　77万4,000円

（知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第３条　知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	（期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ２　（略）

第４条　知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合におい	（期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合におい

ては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	ては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ２　（略）

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第３条並びに次項及び附則第３項の規定は公布の日から、第１条及び第２条の規定は平成29年１月１日から、第４条の規定は同年４月１日から施行する。

２　第３条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、平成28年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合においては、第３条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。